

司法書士による 賃貸住宅トラブル 無料相談 受付中

(国土交通省補助事業「あんしん賃貸支援事業」)

敷金を返して
もらえない

何か月も家賃を
支払ってもらえない

退去しなければ、
鍵を替えて
家財道具をすべて
処分すると言われた



等、住宅の賃貸借契約に関する
法的トラブルに関する相談であれば何でもご相談に乗ります。

(但し、紛争の価額が140万円以内の事案に限ります。)

実施期間

平成23年1月11日から2月28日まで

相談方法

司法書士と、
電話又は面談による無料相談

問合せ先

滋賀県司法書士会(下記電話番号)



相談の結果、
当会の調停センター「和」、
簡裁代理業務等について
受任の可能な司法書士、
その他の紛争解決機関などを
ご紹介することも
できます。

☎077-525-1093

(受付時間 平日午前9時～12時、午後1時～5時)